

中世獨逸に於ける政教關係の歴史的考察(下)

文學士 三喜田熊藏

一 緒言

二 俗權優越時代

三 教權優越時代

四 國民的意識の擡頭と反法皇的運動の發展

四、國民的意識の擡頭と反法皇的運動の發展

古代羅馬の帝權を繼承し、世界統一の理想を抱ける神聖羅馬皇帝が、其の權力を失墜し、同じく世界統一を理想とせる、羅馬法皇に屈伏し叩頭し之れに頤使せらるゝに及んで、獨逸の中央權力は遂にその統制力を失ひ、國家を構成せる諸要素が各々分離抗争し、自主獨立せむとするに至つた。皇帝カール四世(一二四七—一三七八)は一三五六

年黃金詔書(goldene Bull)を發布して、七人の諸侯に多數決によりて皇帝を選擧する特權、及これ等の諸侯の領内に於ける裁判權、山林所有權に關する至高權、關稅徵集權、貨幣鑄造權を與へ、且つ彼等の領土の不可分にして男系長子相續權を認めたのである。カール四世の後繼者たる皇帝ヴェンツラウ(Wenzlaw, 一三七六—一四〇〇)一四〇〇年諸侯の面前に招喚せられ、怠慢素養にしてその地位に適せずとの口實の下に廢位せられた。彼に代りて選舉侯の優越を認めて國王に選ばれたるルプレヒト(Pfalzgraf Ruprecht, 一四〇〇—一四一〇)は只死によりて同様の運命から免れたのである。

かくて帝國の實權は凡て選舉侯に掌摑せられた。フス戰役に於ては選舉侯自ら、帝國議會を召集し、軍隊を動員し、フス派に對する交渉は凡て彼等の專斷に委せられた。然れど諸侯は帝國內に於ける唯一の權力ではなかつた。帝國內には彼等に對抗する尙幾多の權力が存在した。騎士階級、地方豪士階級、都市等これである。

騎士階級 (Reichsritterschaft) は山林荒野の中に城塞を築き、深き塹壕と厚き城壁の中に匿されて外部の權力に反抗し、屢々都市の商人、通交人を掠奪した。地方に於ける豪士階級 (Tandenspen) は、村邑に磐踞して諸侯の裁判權を認めなかつた。都市はこれ等の凡ての貴族と異なる主義の下に立つて居た。即ち彼等は凡ての貴族の迫害を蒙りつゝ、その壓迫を排除して双翼を張り、貴族に對抗する一大勢力となり來つた。プロイセン地方の都市は獨逸騎士團に對抗して都市同盟を組織した。ライ

ン沿岸の都市、シュワールベン地方の都市、ドナウ上流の都市、これらは各れもその地方に於て自主權を獲得せむとして同盟した。北方のハンザ同盟は又海上に雄飛した。瑞西^{シュウイッ}では聯邦が組織せられて塊太利より完全なる獨立を獲得せむとして居た。

この國內秩序の紊亂に乗じて、羅馬法皇は獨逸の教會のみならず内政に迄干涉を逞くした。彼は時々諸侯の廢立を行ひ、獨逸教會領を伊太利の僧侶に與へ、又種々なる方法によりて獨逸帝の收入に百倍するものを羅馬へ吸收したのである。諸侯は法皇の干涉に反對し、國富の流出を防止せむ爲めに、皇帝フリードリヒ三世 (一四四〇—一四九三) に向ひて、バーゼル宗教會議の精神を徹底すべき事、佛國の如く獨逸に於てもプラグマテッシェ・サンクテオン (Pragmatische Sanktion) を發布して法皇の干涉を排除すべきを慫慂した。然るに法皇は諸侯の勢力の、法皇と同様皇帝にも脅威たる

べきを説きて、皇帝をして法皇と提携して諸侯に對抗せしめたのである。かくて諸侯の計劃は失敗し、皇帝は益國人の信用を失ひ、獨逸の國情は愈々混沌たるものとなつた。

如何にある時代に有效にして必要なりし制度も、時と共に頽廢し所謂舊制度となる、而してその頽廢せる中より新しき制度を組織せむとする力が生れ來るのである。社會の秩序が失はれ、凡ての制度が頽廢し不秩序が一般的となる時、この不秩序を抑制せむとする努力も亦一般的となる。我國に於て徳川幕府が、統制力を失ひ社會秩序維持の能力を失ふに及んで、この舊制度を破壊して新しき組織を創設せむとする努力はこの舊組織の中から生れ來たのであつた。

十字軍を境として、封建制度が漸くその威力を失ふや、之れに代るべき新制度たる中央集權的近代國民國家は、舊制度たる封建制度の中から生れ

來つたのである。佛蘭西に於ては有力なる一封建諸侯たるカペー家が他の諸侯を抑へて、中央集權的國家組織を開始し、一般課税、常備軍、王立裁判所等の諸制度を創設したのである。カペー家に次でその一族より出たるヴァロア家之れに代り、カール七世(一四二二—一四六一)、ルイ十一世(一四六一—一四八三)立ち、英國人を國外に逐放して中央權力の下に國內の統一を完成したのである。英國に於てはヘンリー七世(一四八五—一五〇九)薔薇戰役によりて衰微せし二黨派の廢墟の上に新に鞏固なるチュドール王朝を組織し、ノルマン時代を終らしめて新時代を現出せしめたのである。西班牙に於ては、カステラレオン女王イサベラがアラゴン王、フェルデナンドとの結合によりて鞏固なる中央集權的國家を組織し、國內の貴族を抑へ回教徒を追放し、以て半島の統一を完成したのである。

かく諸國に於ては各れも國民的意識が旺盛となり、感情がより廣き範圍に於て共通となり、その共通の感情即ち國民的意識を基礎として、近代的一國家が其上に建設せられたのである。獨逸に於ても都市の興起、通商の發達に伴ひ國民的意識が擡頭し、各れの階級も國家を統一し秩序を恢復し以て外敵を排除せむ事を願つた。然しこの國民的意識擡頭の原動力たりしは他國と等しく都市に於ける資本家階級である、彼等は貴族の專横を制し、

盜賊騎士の跋扈を抑制して國內の統一を圖り以て通商の發展を期した。従つて屢々帝國議會が招集せられ、國家の統一を促進すべき手段方法に關して議論が戦はされた。然し彼等は協議と多數決とによつてこれを達成せむとしこれを敢行すべき實力を欠いて居たのであつた。佛蘭西に於ては王室と第三階級との同盟成立して貴族を抑壓した。英國に於ては貴族と第三階級相提携して國王の專横

を制した。然るに獨逸に於ける各階級の分離は徹底的に行はれ、且つ皇帝の無力たりし爲め皇帝が第三階級と提携せむとする意思を有せしに拘らずこれを實現する事が出来なかつたのである。

當時の獨逸は國內の秩序失はれたるのみならず、その國境は外敵の侵略蹂躪に委せられた。東方に於てはレットテン(Lotten)スラーヴン(Slaven)の帝國領内に侵入し來るあり、プロイセン地方に於ては波蘭人^{ポーレン}の獨逸騎士團の土地を略奪せるあり、佛蘭西の新にライン國境の國是を掲げて、ブラバント、オランダ地方に侵出し來るあり、ブルグンド侯のゲルデルンを占領し、尚ロートリングン、エルサス、瑞西地方を攻撃し來るあり、已にシレジーン、ラウジツトを領有せるベーメン王の尙新に帝國領を蠶食し來るあり、獨逸人の敢然立ちて、内に秩序を恢復し外に國境を守るにあらずんば彼等の國民生活は枯死を免れざる状態であつ

た。

従つて一四六六年にはニルンベルグに於て帝國議會が開かれ、公安令(Ordinanden)を發布し盜賊騎士の横行を取締り爾後五年間之れに違反する者をアハトに處する旨宣告せられた。翌一四六七年のノイシュタットの帝國議會に於て再び公安令が公布せられ、私闘が禁せられた。一四七一年のレーグンスブルグの帝國議會に於てはトルコ戰役を繼續する爲に一般課税グマイネルペンニヒの制度が創設せられた。されど帝國内の反皇帝派、及び都市は帝國議會に出席せざりしを理由としてその遵奉を拒んだ。

都市は従來他の凡ての階級より敵視せられ、負擔は常に彼等の上に課せらるも未だ嘗て議會に於て彼等の意思を發言する機會を與へられなかつた。従つて彼等は他の階級より離れ都市自身の利益を擁護し、獨自の方向を進み來つた。フス戰役に於ては都市は自ら軍隊を組織し、自ら選任せる

長官をして之れ率ひしめた。然るに都市の勢力は日を追ふて擴大し、彼等を除外しては帝國の統一の達成せられざる事明になり、遂に彼等も帝國議會に招集せらるゝに至つたのである。英國に於ては都市は下級貴族たる騎士と合して下院を組織せるも、獨逸に於ては騎士階級リッターシャフトは議會に招集せられなかつた。又佛蘭西に於ては僧侶は他の貴族と分れて會合せるも、獨逸に於ては僧侶も俗人と等しく選舉侯として、或は諸侯として共通の利益を有せしかば、僧俗兩者より成る選舉侯、及び諸侯としての階級が組織せられた。従つて獨逸の帝國議會は選舉侯、諸侯、都市の三部から成り、彼等は諸部(Sände)と總稱せられた。

都市が初めて帝國議會に招集せられたるは一四八七年のニルンベルグの議會にして、この時選舉侯は六人、諸侯は十人、都市は三人の委員を出して公安令に關して協議せしめた。次の一四八九年

の帝國議會に於ては、選舉侯、諸侯、都市は各別に部會を組織し、結議はまづ選舉侯によりて起草せられ、他の二部の賛成を求むる事となり初めて一般議會の形式が整へられ、爾後これに倣つた。

當時の帝國議會に於ては、公安令、一般課税の外に帝國高等裁判所の改造問題が議せられた。獨逸に於ては皇帝裁判所が最高法院たりしが、皇帝の干渉によりて屢々正義行はれず、事務は停滯し且つ多額の手數料を徴收せられしかば、之れが改革は一般の要望となり來つたのである。已に一四六七年ノイシュタットの帝國議會に於ては、皇帝が只一人の裁判長のみを選任し、他の二十四名の裁判官を凡て諸部より選任する高等法院 (Kammergericht) を創設せむ事を皇帝に請願せしも許されなかつた。又一四八六年の議會に於て、諸部は一般課税の賛成を交換條件として、高等法院に皇帝と等しくアハトを宣告する權限、刑罰履行に關する一

切の權限、法官職の空位となりたる場合はが補充の權限を凡て裁判所に與へられん事を望みしも、老皇帝は一步も自己の權利を譲らなかつたのである。且つこの課税には都市その協議に加はらざりしを條件として反對せしかば會議は不成功に終つた。諸部は頑強なる皇帝を動かす事の至難なるを思ひ、望をその子にして已に獨逸王たるマキシミアンに屬し、彼を擁して一四八九年ニルンベルグに帝國議會を開き、彼の企てるウンガルン征服に援助を約すると同時に、彼をして諸部の計劃する高等法院創設に盡力すべきを誓はしめた。而もフリードリヒ三世は一四九三年に歿し、マキシミアン(一四九三—一五一九)帝國の首班たりしかば帝國改造問題は茲に一段の光明を認めむとするに至つた。

然るに偉大なる期待を以を始められたる、マキシミアンの治世の初に於て彼は個人的問題より

佛國王カール八世（一四八三—一四九八）と事を構へるに至つた。マキシミアンの妃にしてブルグンドの相續者たりしマリアは、フィリップ、マルガレットの兄妹二兒を遺して早逝した。マキシミアンは一四八二年佛蘭西に對する一の戰勝の後これと條約を結び當時十二歳の佛皇太子カールと彼の二歳の娘マルガレットとの婚約を條件として、佛に彼がこの時占領せしアルトア(Altois)及佛蘭西に於けるブルグンド領を與ふを約した。然るに一四九二年カール八世はマルグレットを獨逸に歸へらしめ、マキシミアンの婚約せし、ブリタニ一の相續娘アナを強要して彼と結婚せしめた。且つカール八世は羅馬に於て戴冠式を擧げむとせるマキシミアンの機先を制して伊太利に侵入し、ネアペルを占領した。

個人的に侮辱せられ、國家的に痛撃を加へられたるマキシミアンは、佛王を懲膺せむが爲に一

四九五年ウオルムスに帝國議會を招して帝國諸部の後援を求めた。諸部はこの機會を捕へて内政を改革せんとし、マキシミアンに永續的なる軍備と、之れを維持するに足る一般課税に賛成するを條件として、帝權を制限すべき新憲法に同意を求めた。この新憲法によりて、一般課税の使途、治安及び府外關係の處理の爲めに議政府(Rathshaus)が創設せられ、その委員は都市をも含む諸部ステテンデより選任せられた。

マキシミアンは一度かゝる新憲法に反對せしが、諸部の後援を得る事の必要より次の如き妥協案に賛成するに至つた。

一、永久的效力ある公安令を發布する事

二、高等法院カンマーグレンヒトを設置し、その裁判官は凡て諸部

によりて任命せられ皇帝は只裁判長のみを選

任する事、裁判官に皇帝の名によりてアハト

を宣告する權限を與へ、手数料に一定の規定

を設け、且つ原告の同意なくしてアハトを取消さざる事。

三、諸部は一般課税に賛成する事、但し之れに對する監督官として帝國會計局長 (Reichs-schatzmeister) を諸部より選任し、且つその途使國內の治安、對外關係の評議機關として毎年帝國議會 (Reichsver-sammlung) を招集する事。

かくて獨逸は君主國及聯邦の二者の性質を兼ね併せたる一種の立憲君主國となり、國家改造の基礎が築かるに至つたのである。

然るに新憲法の實施せむとするに當りて各方面より障害が現れ來つた。第一ウオルムスの議會に出席せざりし諸侯の、これに反對の態度を採り來つた事。第二、帝國議會に招かれざる騎士階級は、一般課税を含める新憲法に正面より反對せし事。

第三、僧侶は世俗的勢力の優勢となりたる高等法院に不満を抱き、諸侯の中に於ても皇帝以外の裁

判所を忌避せむとする者ありたる事。第四、瑞西聯邦は高等法院に反對し、波蘭國王はダンチヒ、エルビングの獨領たらざるを條件して高等法院に對する兩市の除外を求めたる事。かくて帝國更生の良藥たる新憲法は、その效驗を發揮するに先ちて、諸要素を動搖せしめ、反抗的要素を沸騰せしめたのである。國王も亦衷心新憲法の成立を喜ばず、新しき形式によりて高等法院を、フランクフルト・アン・マインに設置せしも、陪審官の俸給に關して何等の規定を設けず、一般課税を初づハプスブルグ領にも徵集すべき約を果さなかつたのである。彼は只諸部に徵税金と軍隊を以て伊太利國境に近き、リンドウに來る事を命じ、自らは諸部の到着を待たずして倉皇として伊太利に侵入したのであつた。

一四九六年夏リンドウに來集せし諸部は、國王の希望を裏切り、國王に一切の援助を與へずして

只國內問題のみを討議せんとした。従つてこの會議には最初めより不穩の空氣の漲りしも、國家の統一に獻身的努力を捧げつゝあるマインツの選舉侯ヘルトルド (Kurfürst Berthold von Mainz) の斡旋によりて決裂を免れ、最後にウオルムスの決議の實行を約し、且つ高等法院を交通上便宜多きウオルムスに移轉する事を決議した。

マキシミアンは伊太利に於て同盟國に裏切られ、カール八世の死によりて新に混亂の起らん事を期待せし佛國は、その後繼者たるルイ十二世(一四九八—一五一五)によりて益々鞏固なる統一を與へられ、反りて彼の子フィリップは父の意に反して佛蘭西と協約を結び、ブルグンドに對する彼の要求を放棄した。かくてマキシミアンは本國に歸りて一四九七年帝國議會をウオルムスに其翌一四九八年に帝國議會をフライブルグに招集して更に諸部の援助を乞ふた。諸部は憲法制定後日尙

淺き獨逸にとりて平和の何物よりも必要なるも知れども、好戰的にして敵愾心に燃ゆる國王を制する能はず、彼に約するに一般課税を徵集して援助すべきを以てした。かくてマキシミアンは一四九九年再び對佛戰爭を開始しシャンバヌ地方に侵入した。

然るにマキシミアンに比してルイ十二世の政治的地位は遙かに優越して居た。西班牙、伊太利、ニーダーランデンは凡て佛國に味方した。ファルツ侯は佛蘭西に策應した。瑞西に於て親佛派實權を掌握して公然と獨逸帝國に反抗した。佛國王は伊太利に侵入してマイランドを占領した。戦利あらざりし國王は獨逸に歸り、獨立を認むるを條件として瑞西と休戦を約し、一五〇〇年アウグスブルグに帝國議會を招集して更に諸部の援助を求め遺恨骨髓に徹せる佛王に一撃を加へむとした。

かゝる事情の下に成立せし一五〇〇年のアウグ

スブルグの帝國議會に於て、國王は選舉侯、諸侯、及び都市の委員より成る議政府ライヒスゲルトの設置に同意し、これに内外關係一切の政務に關する提案權、評議權及び決議權を付與した。かくて議政府ライヒスゲルトは帝國政府ライヒスの名稱すら採るに至つた。これによりて司法のみならず、立法行政上の實權も諸部によりて掌擱せられ、就中選舉侯の勢力が最大となつた。かゝる讓歩に對して諸部は、帝國內の教區毎に四百人に一人の割合にて歩兵を出し、之れに相應する騎兵は貴族階級より出して以て皇帝を援け、且つ僧侶、猶太人、招使等の非戰鬥員は一定の金額を納めて軍資金に當つる事となした。

マキシミアンは彼の大讓歩によりて彼に約されたる援助の速に出來らむ事を鶴首して待つた。然るにこの援助は容易に成立せず、一五〇一年の四月に至るも徵兵の基礎となる可き教區の人口表すら作成せられなかつた。且つ議政府ライヒスゲルトは彼の意思

を無視して佛國王と休戰を約し、マイランドを帝國の采邑たる形式の下に佛國王に與へむとすら考慮するに至つた。茲に於てマキシミアンは自己の對内的には全く束縛せられ、對外的には全く無援孤立なるを知つたのである。かくて彼の長く抑制せられたる不平はこの一時に爆發した。彼は自ら進んで佛王にマイランドを與へ且つ漸く創設せられたる諸制度を破壊せむとした。自ら制度を創建する能力なき國王も、之れを破壊するには充分の力を揮ふ事が出來た。俸給を支給せられざる、議政府及高等法院の委員は歸郷の途につきこれを見たる國王は寧ろ快哉を叫んだのである。彼は自らの計劃によりて政府、裁判所を組織し、新に軍制を施かむとせしも彼は之れに必要な實力を欠いた。かくて一五〇三年には議政府、高等法院は姿を消し、東北國境、伊太利、瑞西に於て國威益々失墜したのである。

然るにマキシミアンの子息フィリップと西班牙の皇女ヨハナとの結婚は國王の國際的地位を向上せしめ、國內的勢力を擴大した。彼は小諸侯の援助を得て常に反國王的态度を執りしファルツ伯を屈伏せしめた。彼は一五〇五年にはケルン、一五〇七年にはコンスタンツに帝國議會を開きて再び伊太利遠征に對する帝國諸部の援助を乞ひ、且つ伊太利遠征による利益を以て帝國の負擔を軽減すべきを附言した。茲に於て諸部は九千人の歩兵と三千人の騎兵を彼に與ふるを約した。又帝國と瑞西との協約成り、瑞西の獨立を公認し之れに對して瑞西は六千人の傭兵を獨逸に送る可きを誓つた。諸部の援助に對して國王は選舉侯、諸侯の任命せる裁判官より成る高等法院の設置を再び裁可したのである。然し都市はこの時顧みられなかつた。國王は遠大なる希望と強固なる自信を以て、伊太利遠征を開始し、一五〇八年の二月にはトリエ

ントに入り、この地に盛大なる儀式を行ひ自ら羅馬皇帝として帝冠を戴き、續いてヴェネデヒ市を攻圍した。彼は市の一隅の丘陵を占領し、全市の陥落の目睫に迫れるを喜んだ。然るにこの時瑞西に於ては、新佛派再び實權を握り、獨軍の三分二を占むる瑞西人は皇帝より離叛し、獨逸軍は全く戰鬥力を失つた。ヴェニス人は獨軍を撃退し尙進んで之を獨逸領内に追撃した。皇帝は急遽本國に歸り諸部の援助を求めしも、諸部は之を拒んだ彼は遂にヴェネデヒに對して、法皇、西班牙王、及び彼が今迄國力を賂して戦ひつゝあつた、佛國王と共にカンブレイ盟約を結んだのである。一五〇九年ウォルムスに參集せし帝國の都市は新に皇帝の要求を拒み且つ彼の佛國王に對する態度の豹變を詰つた。其の後一五一〇年にはアウグスブルグ、一五一二年にはツリール、及びケルンに帝國議會を開催せしも、皇帝と諸部は何等の一致點を

見出す能はず、帝國憲法制定運動は全く行詰つてしまつたのである。

この獨逸憲法制定運動の跡を視るに、皇帝も諸部も共に帝國の統一を促進し帝國をして更生せしめむとするも、皇帝はその權力をより多く保存せむとし、諸部は帝權を制限してその專橫を制し、之れに代りて彼等の權力を擴丈せむとした。かくて兩者の間には一致點を見出す能はず、彼等の間には絶えざる要求と拒絶、強要せられたる贊成、不完全なる履行は存在せしも、本質的なる一致なく、従つて双方に眞の満足がなかつた。かくて最後に相互の誤解と反感が生じ、遂に憲法制定運動も一時中止せらるゝに至つたのである。

新憲法の一國に制定せらるゝも、國人の新憲法に對する服従心の養成さるゝ迄一般の動搖は免れない。況んや憲法を制定せむとして失敗し、確乎たる中央權力の存在せざる時に於てをや。長期に

互る憲法制定運動に於て創設せられたる唯一の制度は實に高等法院ヤンアイグリュヒトであつた。而もそれに對してすら各方面から不平が起りつゝあつた。諸侯はこれによりて尙自己の權力の制限せられたるを不満とし、下層階級はこれによりて保護せられざるを歎き、騎士階級はこの法院に於ける諸侯の權力の大きなを恨み、都市はその意思の代表せられずして負擔のみ課せらるゝを怒つた。かくて帝國の諸階級は各れも中央權力に憑據せずして自立し、力が唯一の正義となり、到る處に争鬭が行はれた。

諸侯は寸毫だもその領土を擴大し、權利を伸張せむとして相争ひ、他の階級を壓迫した。騎士階級は諸侯に對抗せむ爲に同盟を組織した。シユワーンペン、フランケン地方に於ける騎士の同盟は大なる勢力を得た。フランツ・フォン・ツッキンゲンに見る如く、騎士の勢力は、皇帝及び諸侯に對する一大脅威であつた。都市も勇敢に他勢力に反抗し

た。彼等の同盟は、國王、諸侯の專横を制し、盜賊騎士を膺懲し、時には一國の國王をすら彼等の前に叩頭せしめた。殊に塊太利と低地地方（ネーデルラント）との結合、新航路の發見は彼等をして擴大せる世界通商に關與せしめ、彼等の富を増した。従つて帝國內に於ける彼等の勢力は大となり、彼等の同意なくしては何事も不成功に終つた。彼等は屢々帝國議會の決議に反抗した。一五〇九年より一五二二年に至る帝國議會の失敗は、彼等の反對が主なる原因であつた。又都市は外部の勢力に反抗せしのみならず、その内部に於ても富の増加と共に上下の軋轢は益々激成せられた。市會と一般市民とは常に相反目し、政治家にしてその終りを完ふせる者少く、投獄、追放、死刑が屢行はれたのである。

又當時帝國の絶えざる要求は農民階級の負擔を増し、貴族の農民に對する搾取政策の益々辛辣を極めしかば最も隱忍せし農民階級すら遂に武装す

るに至つた。而してランドクネヒトは實にかゝる雰圍氣の中から生れ來たのである。瑞西人の獨立は南獨農民に對して誘惑的實例となつた。エルサスのシュレット、シッタット(Schlettstadt)地方に於ては、一四九三年市民と農民との間に秘密同盟が結ばれ、彼等の同意なき租税、關係の徴收に對する反對、僧侶の特權の制限、猶太人を殺戮してその財産の分配すべき事等が盟はれた。ブライスガウ(Breisgau)地方では、農民とランドクネヒトとの秘密同盟が成立して居た。従つて諸侯も彼等に警戒し、農民の負擔を増す一般課税に關しては、議會に於ても常に議論が沸騰したのである。

かくて獨逸の社會には容易ならざる要素が醗酵しつゝあつた。人心は古きものに倦み、新しきものに向かつた。憲法を制定して政治的に帝國を更生せしめむとして失敗した國民は、今や宗教的改革へと向つた。即ち憲法を制定せむとした國民的

意識に覺醒せる人民は、同時に羅馬を中心とする世界的教會に反對して、國民的教會を樹立せむとする運動を起したのである。従つて帝國と羅馬との關係、僧侶の道德が問題とせられ、中世的教義に對する反對が起り、反法皇的運動が發展したのである。

獨逸人の羅馬教會に對する反感の主なる原因は財政的方面から來て居る。法皇廳は僧侶の就職する毎に強制的に莫大の就任税アノイデンを徵收した。僧職の空位屢々起りし當時の獨逸にありては、その負擔は到底人民の堪ふる所でなかつた。當時法皇廳の收入たりし教會裁判の手數料、僧祿に對する地租 (Gabelle) 等を除いても尙三十萬グルデン (一グルデンは二マルクに當る) の金が羅馬へ吸收せられた。且つ免罪符の販賣人は獨逸の各地方を横行して居た。かゝる羅馬の財政々策によりて多くの獨逸の村落は荒廢した。小額の課税に關して常に

議論の沸騰せし獨逸にありて、この教會の榨取が如何なる印象を人心に與へつゝありしかは察するに餘りありである。この收入を以てせば有力なる軍隊を組織して、トルコを撃退するも容易なるべしとは凡ての獨逸人の念頭を去らない思ひであつた。加之當時の獨逸に於ては教會裁判權と世俗裁判權とが屢々衝突した。獨逸に於ては大監督のみならず監督も裁判權を持ち、僧俗の係争問題は教會裁判によつて取扱はれた。従つて一般俗人は常に教會の破門ギンによりて威嚇せられ、裁判の遲滞と多額の費用とによりて苦められた。都市は又常に教會の免稅權によりて惱まされた。教會はこの權利を利用し販賣の目的を以て物品を教會に輸入した。又教會は當時罪人の避難所であり、僧院は放蕩子息の寄宿所であつた。僧侶は表面獨身を裝ふも、裏面に於ては多くの私生兒を持つて居た。當時僧侶たらむとする者の第一の動機は、働かずし

て良き暮をなさむとするにあつた。かゝる状態に對して反對の起り來るは寧ろ當然である。

獨逸に於ける反法皇的運動は已に述べし如く憲法制定運動と密接な關係を有する。初めて都市の代表者が加つて憲法制定の計劃を試みたる一四八七年の帝國議會に於て、法皇の獨逸に於て徵收しつゝある十分一税 (Zehnten) を廢止せしむべしとの意見が公表せられた。又一四九五年の議政府ライヒス・ラート組織せむとしたウオルムスの帝國議會に於て、諸部はこの議政府の長官をして獨逸國民の法皇廳に對する不平を考慮に入れしめ、之れに關する適當なる處置を取らしむべしとの動議を提出した。又一四九八年フライブルグの帝國議會に於て國王と諸部との協調成立せし時、諸部は法皇が獨逸より徵收しつゝある僧職アチーレン就任税をトルコ戰役の爲に支出せしむべしとの提議を可決した。かくて議政府ライヒス・ラートの組織を實現せし一五〇〇年のアウグスブルグの

帝國議會は、實際に一人の使節を羅馬に送りて、就任税に關するフライブルグの決議を法皇に交付せしめ、且つ獨逸教會に對する法皇の不當なる干渉に關して異議を提出せしめたのである。又諸部を五十年節祝賀の爲に羅馬より獨逸へ送られし法皇の使節に、政府の同意なくして公安令違反者に免罪符を與へざる様注意した。又マキシミアンは佛蘭西の一四三八年のブルジュに於けるブラグマテツシエ・サンクテオンに倣ひて、獨逸に於てもかゝる勅令を發布し以て獨逸教會に對する法皇の干渉を排除せむとした。されど彼は之れを實行するに足る勇氣と力を持たなかつた。國家としての獨逸の權力の缺乏がこれらの凡ての試を無力にした。然し羅馬に對する反感は多數獨逸人の血管の中に沸騰して居た。大火の將に起らむとする素地は作られ只點火を待つ状態を呈して居たのである。